

労働者概念の形成小史

——「労働世界」誌を素材に——

野 沢 浩

目 次

- 一 法形式としての労働者概念
- 二 明治中期における労働者概念（その一）
- 三 明治中期における労働者概念（その二）
- 四 労働組合主義の衰退

一 法形式としての労働者概念

Rechtsform として労働者概念を把えんとすれば、労働組合法および労働基準法それぞれの法の目的に副いながらその概念規定は微妙な差異を示すことが判る。労働組合法第三条は、「この法律で『労働者』とは、職業の種類を問わず、賃金、給料その他これに準ずる収入によって生活する者をいう。」として、失業者も日傭労働者も、第三国人や大学教授も雇用の実体のある芸者も、労働組合を結成しうる労働者として広く把える。⁽¹⁾「賃金、その他これに準ず

る収入によって生活する者」と広く把握するので、緊急失業対策法に基き失業対策事業に雇い入れられた者も労働法第三条の労働者であり、これらの労働者の組織する団体は労組法第二条の要件を充す限り同法にいう労働組合とされる(昭三三・七・一五労発第一二二号)。

これに比べ労働基準法第九条は、「この法律で労働者とは、職業の種類を問わず、前条の事業又は事務所に使用される者で、賃金を支払われる者をいう。」として、特定事業における使用従属関係の存在を前提に捉えようとする⁽²⁾。労基法の概念規定によれば、新聞配達人に対する賃金支払形態が請負制(配達部数に応じての)になつていても使用従属関係の存在が主であれば新聞配達人も労基法上の労働者であり、また請負契約によらず雇用契約による大工は労基法上の労働者であり、また共同経営事業の出資者であっても当該組合または法人との間に使用従属関係があり賃金を受け働いている場合には、労基法上の労働者と解されている。このように労基法上の労働者概念は特定の使用従属関係の存在を前提にする点で、それを前提にしない労組法上の労働者概念(失業者も含む)よりも適用範囲はやや狭く限定されているとみてよい。

しかし、以上の法形式の分析を概観しただけでも、保護法規の適用対象としての労働者概念および団結権容認の適用対象としての労働者概念は、ともにかなり広汎に及んでいることが判明する。ホワイトカラーおよびブルーカラーという通俗的な区分の仕方⁽³⁾も、労働者概念の内訳区分の立場からみればかなりあいまいな区分というほかない。ところでわが労働組合法第二条第一号では「監督的地位にある労働者」その他使用者の利益を代表する者が参加する組合を法上の労働組合として認めないという原則を掲げている。しかし一般的にいえば労働組合への参加資加は単に職制上の名称や肩書により区分されるのではなく、その実質上の権限の有無により決せられる。だから菓子会社の製造部長や学校の教頭であっても、人事その他に関する実質的権限を全く有していず組合に加入しているにすぎない場合

は、その労働組合は法上の適格組合とされている⁽⁴⁾。

このようにみてくるとわが国の労働法上の労働者概念の内包するところは、今日ではかなり広範囲の労働主体に及ぶことが判明する。しかしこのことは、第二次大戦終了後において労働法制がわが国で整備されてからのことであって歴史的にみれば明白にその転換点を指摘することが可能である。そのみか戦後法制の端初ともなった憲法（昭和二一・一一・三公布）の条項中においては、労働基本権条項（第一八条）においてすら「勤労者の」團結する権利その他の権利の保障が謳われているのであって、表現上では「労働者の」基本権保障という形式をとっていないことは象徴的なことがらといえるだろう。

もっともいわれる旧労働組合法（昭和二〇・一二・二二公布）中においては、その第三条において現行法第三条と同旨の労働者概念を規定していた。しかし憲法条項において「勤労者」と表現されるに至ったことには、戦前からわが国の労働者状態を拘束していた意識上あるいは制度上の残滓が反映しているのだろうか。

社会学上の論説⁽⁵⁾においては、たとえばワーク（労働）とレーバー（労務）の区別について、あるいは職業上の満足度の高い職業とそうでない職業の区別などについて論及されている。しかし法形式としてみれば、このような質的区分はほとんど捨象されて扱われるのが普通である。しかしそうは言っても、わが労働法体系においては労働のあるべき基準については、明白な理念を掲げていことに注目すべきである。「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要を充たすべきもの」でなければならず（労基法第一条一項）、「労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきもの」（労基法第二条一項）と示しているからである。対等性の促進については労働組合法の目的としても把握されている（労組法第一条二項）。この点を考え合わせると、わが労働法体系における法形式としての労働者概念はかなり広汎に規定されている反面、労働のよるべき基準の質的側面に関しては明白な理念によりその

内容が付与されていることが判明する。「人たるに値する生活」という具体的な表現は、あたかもかのワイマール憲法における *menschenwürdiges Dasein* (同法一五一条) という言葉のように現実的感覚を伝えてはばからない。規定された法概念の法形式とそれに伴う内実を伝える布衲部分とを、ともに考察する必要があるだろう。

二 明治中期における労働者概念 (その一)

わが国において広く労働者という用語が一定の内容を持つものとして用いられるようになるのは、日清戦争後における産業革命の進展と工場制生産の基盤が確立されてからのことであり、労働運動の昂揚が労働組合期成会設立(明治三〇年)とともに現実にみられるようになってからのことと考えてよいだろう。

それ以前にあっては「下等力役者」あるいは「労役者」「日雇労役者」などの語が普遍的で、それに混用されるような形で「労働者」の語が使われていたとみてよい。たとえば松原岩五郎著「最暗黒の東京」(明治二六年民友社刊)は、日清戦争開始前の首都東京の下層社会の底辺生活者の実況を伝えるルポルターージュで、当時国民新聞紙上の連載ものを土台に作成された社会報道であるけれども、当時の飯屋の状況につき次のように報じている。⁽⁶⁾

「尤もその顧客は労働者にあらずしてやや財囊の裕かなる商賈職工等の立餐を以て平均一人前八、九錢より十錢位の勘定を上古。丁子三本、刺身一皿、汁と煮肴位にて十五、六錢費るものを最上の客とす。これより下って普通の飯屋に至れば満目皆車夫的労働者の食店ならざるはなく……」

「……海布のごとき着物被たる下男、味噌桶より這い出したるが如き給仕女、頭髮を梳きて幽霊の如き顔せる主婦、病床において食事する家娘、酔漢、恫喝男、貪食者等を以て終日喧声涌が如きこの最下等飲食店は、浅草、芝辺の場末に最も多く三河町界限比々皆これなり。しかして、これらの店は大抵、……(中略)……煮しめ五百皿(一

皿五厘あるいは一錢)、煮肴百皿、刺身五十皿、鍋類若干を売切る。但し這般の社会、下等力役者の口腹に應じて饗供するものなれば、価を安くして数を売り多数の中より利益を見出さんとするにあれば、勢い廉直なる物品を仕入れて供給せざるべからざれば、第一まず食品の材料に物の新鮮なるを望むべからず。……」

右の記述部分からはまず「職工」の地位は「労働者」の地位より高いこと、そしてその「労働者」とは「車夫的労働者」あるいは下等力役者といわれるものに等しかったことがうかがわれる。なお次のような記述もある。

「下等力役者の常食とするはおおむね諸種の蔬菜にして、なかんずく切り干、豆腐殻、ぜんまい、蕨、にんじん、馬鈴薯、諸種の莢豆、およそ好んで需要するほどの野菜は廉価に供給され、一餐三錢以下の程度において満腹するを得る。」

「力役者が浪費する第一の個所は飯屋を除いて居酒屋なり。」

ところで筆者が路面輸送労働の労働条件調査に従事していた一九七二年当時、新橋から銀座にかけて「もうろうり運転手」が多く客待ちしているから乗車してみるようにと勧められたことがあり、この「もうろうり」の語源を横山源之助の「日本の下層社会」(明治三二年教文館刊)に採り当てて驚いたことがある。⁽⁷⁾横山は当時の人力車夫の種類を、「おおかへ」「やど」「ばん」「もうろう」と区分しており、それぞれ紳士のおかかえ、部屋住みのひき子、駐車場に群る株車夫、貧民窟からの出勤車夫を意味している。松原もその著の中で、「夜業車夫」「やどぐるま」「老耄車夫」につきそれぞれ報じている。最後の「ろうもう車夫」は貧民窟からの「もうろうり車夫」のさらに年老いたものを指している。

「彼六十にして車を挽き、六十八にしてなお労役に従事する者、実に養育院または救貧院に入るべく適当な鰥夫の境界を見れば転た大都会の無慈悲を歎かざるを得ず。」

「読者は看玉うべし、彼らが徹れ絆纏を被、古毛布を纏い、廢車の楯を握りつつ毫々として貧街の左右に彷徨低

廻し居るを。彼ら偶々客を獲れば虫の這うごとくに歩み、三丁にして息を切らし、二丁にして腰を伸し、四、五丁にて氣息奄々殆んど斃れんとするまでの苦痛を忍んでわずかに賃銀を獲、以て一碗の飯を口腹に補う。」

松原のいうところによれば、当時東京府下の営業人力車数は六万台でその内二万は順番の休息車として控え、あと四万台が外で稼働していたという。また松原は、浅草・下谷・神田・芝・深川などに散在しながら一朝事あるごとに親方に引率され現場に繰り出す臨時人夫の大群について記述している。親方は棟梁または部屋頭とも呼ばれその上には受負師がいて、受負師は会社等から労働力の調達を依頼されるという仕組である。彼らは「日雇労働者」として一括呼称されており、彼らが従事する労役は府庁土木課の発注する道路修繕・橋のかけ替え・水道工事や逓信省の電話機の架設、諸会社の土木事業や町家の屋普請等であった。また彼らの中には三菱・三井物産・安田・平沼などの会社の受負師に属して働く者もあり、葬儀社なども臨時に一時に千人千五百人の夫役を受負師や部屋頭の手を経て徴募することがあった。

ところでこの期の労働力は賃労働の型としては「出稼型」と称されており、「農家経済の中に片足を突っ込んだまま賃金労働者として労働市場に現われる」ものであったから、労働力の募集や調達は周旋人等を介して個人的・縦断的に行なわれ、労働条件の統一化は形成されず、賃労働の都市への蓄積はみられなかった。要するに賃労働は農村と工場地帯との間で不断に流動的で、その職能意識や技能も低いことを特徴としていた。

しかし明治三〇年代に近づくとともに工場制生産に従事する労働力は急増するに至り、たとえば綿糸紡績工業の場合に限定してみてもその労働者数は、明治二四年に比べ同二九年にはすでに二・四九倍（男女計）の四七、四八一名にもなっていた。しかも当時の労働者の年齢および教育程度は、ほぼ明治三〇年当時の大阪私立教育会の調査例（大阪府下で五〇名以上の職工を有する工場八二カ所に対するもの。うち回答二一カ所の内訳は、紡績・活版印刷・時計・毛布織物・硫

酸及薬品・刷毛・玉簾・器械及船舶・繰綿・硝子・瓦・燐寸などの諸製造業⁽⁹⁾によっても明かになる。まず年齢についてみると、次表のように一五六八〇人中に学齡児童（一四歳未満）が四三二九人いたことが判明する。すなわち児童労働が全労働力の二七・六%を占めていたわけである。

年齢	男	女	計
一〇歳未満	四三	一四七	一九〇
一四歳未満	七三二	三、四一七	四、一三九
一四歳以上	四、一三三	七、二三八	一一、三五一
計	四、八七八	一〇、八〇二	一五、六八〇

また労働力の教育程度を同調査によりみてみると、次表のように尋常小学校卒業者は全体の二二・三%にしかすぎず、三八・一%が全く無教育の者で占められていたことが判る。

教育の程度	男	女	計
無教育の者	一、三三七	四、六五三	五、九八〇
少しく教育を受けたる者	二、五〇九	五、二六二	七、七七一
尋常小学を卒業したる者	一、〇四二	八八七	一、九二九
計	四、八七八	一〇、八〇二	一五、六八〇

このような労働力を企業内に配置するためには、幼年職工等に対する社内教育も不可欠に必要とされ、修身・読書・作文・算術・習字・裁縫等に関する単純なカリキュラムが生まれ、始業前の午前七時〜九時あるいは終業後の午後七時〜九時ないし八時半の時間帯において、特別に食堂などを仮教場にして初等教育の補完がなされたりした。横

山源之助はこのような職工教育の実態を評して以下のように述べている。⁽¹⁰⁾

「兎にも角も職工教育の真似事に類するは多少存するが如し、然れども十一時間半の労働に服し、夜業に従へるは朝六時工場を退きて読書算術を習ひ、昼間の就業者は其の疲れたる身体を以て夜間裁縫するを得べきや、或は工場主が称するが如く紡績工場に教育の事ありとするも、其の成績を挙ぐる可きを得ざるべきを思へば、余輩は断然紡績工場に職工教育なしと言ふの寧ろ事實に近きを信ずる者也。」

横山は長時間労働の時間外においてこれら職工教育が実施されうる可能性につき疑いを抱き、「断然紡績工場に職工教育なしと言ふの寧ろ事實に近きを信ずる者也」といつている。そののみか、段通織物の産地堺市において「一種珍奇なる職工教育」を行なう機関のあることも報じている。「段通職工教育部簡易学校」という名称の機関は、石盤と石筆により三ヵ年間に八四一文字を数えることを目的に、一分校所属の四百名を週日の六日間に一回だけ夜間授業を受けられるよう六組に配置し順ぐりに同一授業を回転させるといふもので、同一生徒が毎日通う普通の夜学校とは性質を全く異にするものだった。このような堺市の簡易学校は横山の評言によれば、

「大阪市の如き工業地に於てだも何等の職工教育あることなく、幼年職工の品性を冥濛の下に置いて顧みざる我邦に於ては、尚ほ缺くる処多しとするも珍として重んずべきにあらずや。」

ということになっていた。そもそも堺市での職工教育が緒についたのが明治二二年で、当初教員も無給で工場主らのみならず組合の役員らも教員に対し冷遇圧迫を加えていたというから、このような簡易学校の試みは当時における窮余の一策ともいふべきものだった。

わが国における資本制生産の発端期における労働力がこのように多数の幼年工を包含する「労役者」の集団であったために、当初からこれら不熟練労働力に対する一般的初等教育さえも企業側において配慮せざるをえなかった事情

にあることは特徴的といふべきである。またこの期における「労資関係」がアプリアリな不均衡性の上に保たれていたことは、次の「労役者の組合」(「国民之友」第九三号、明治三十三年九月三日)なる一文に明かである。⁽¹¹⁾

「今日資本家労役者の関係は、労役者の勢力過重に非ずして資本家の権力過重なるに在り。労役者は資本家の命只是れ奉ずるのみ。資本家の不正を以てするも無理を以てするも之に向つて抵抗する勇氣なきなり。勇氣なきは固より怪むなし、労役社会に結合なければなり。」

当時の労役者の構成内容の三〇%近くが児童労働力で、しかも四〇%近くが無教育の者から成り立っていた状況からすれば、「抵抗する勇氣」とか「結合」などを期待することはかなり困難だったことがうかがわれる。そして使用者側もこれらの労働力群に対し、「日本の職工は懶惰なり、不規則なり」とし、「スキさいあれば監督の眼を偷みて労働を怠る」とか給料日の翌日は欠勤するとか、「ワタリ女工」は二ヵ月と一ヵ所に留まらずに各工場を渡りあるく等々と非難していたのは事実である。このような労働者観は、「資本家の言(一)」⁽¹²⁾「労働世界」第一号、明治三十一年二月一日)なる短文中に明示されており、次の部分とともに明治二〇年代から三〇年代にかけての労働状況を示すものとして注目される。

「総じて我国に於て機械工業の下に働く労役者を見るに至りたるは近く十年來の事なり、今日の如き多少注意を惹くに及びたるはむしろ二三年來の事なるべし、即ち我が労働者たる者は工業に対しては殆ど砂漠に住めりし者と一様何等の習慣も教育もなかりしなり、……(中略)……工業の勃興は何等の経験も教育もなき下層社会を率ひて規則ある工業の下に致せるなり、而して資本家は其の職工を目して懶惰なり不規則なりと呼び数十年の習慣あり且つ教育ある西洋諸国の職工と比せんとす、余は少しく資本家の言ふ所を解するに苦む者なり。」

このように急速な工業化と不熟練労働力の不適應関係を描写したのち、低賃金と十一時間ないし十二時間に及ぶ長

時間労働や夜業を強制しながら他方で、労働者を懶惰なりと叱責する資本家の態度に批判を加えている。

右の短文は明治三二年のものであるが、再び二〇年代に遡り労役者の地位向上の手段につき触れた論説「労働者の声」⁽¹³⁾（『国民の友』第九五号、明治三三年九月三日）につき考察してみよう。この論説は労役者の「同業組合」結成と「共同会社」の設立の二つの方法を提案しており、後者は協同組合に当るものの提案であるから紹介は省くことにし、前者についてのみ紹介しておく。

「同業組合とは何ぞや。大工は大工なり左官は左官なり、又た其他の職人は職人なり、同職者相団結して、以て緩急相互に救ふの業を為す事是なり。此事たるや、欧米諸国にて既に久しく行はれしものにして、今日は其法頗る発達し、独り同職者のみならず、其職業の異なるものをも、皆団結して一体となり、以て緩急相応じて、以て其団結の利益を保護し、併せて之を拡張する所以の法を講ぜり。即ち本年に於て英国十余万の職工等がジョインボルンズの指揮の下に、同盟罷工を企てたるが如き是なり。又た米国の如きも、ナイト・オブ・レバー（労働的の武士）なる者あり。其初や一種の秘密結社にして、其黨員は皆暗語を有し、其徽號を有し、隠然たる運動を為せり。而して其勢漸次に増加し、五年前に於ては、既に二百万人の会員を有するに至れり、亦盛なりと云ふべし。……（中略）……吾人は我邦に於て、初めよし斯の如き大結合を望む者に非ず。……（中略）……吾人は必ずしも、罷工同盟を奨励する者に非ず。然れども若夫れ勢已む可からざる時に於ては、弱者の強者に抵抗するは、弱者の力を団結するの外なきのみ。即ち罷工同盟の如きは、十の弱者の力を合わせて、一の強者に敵する者にして、争はざれば則ち已む、苟も争はんと欲する時に於ては、此手段に出るの外、他に妙計とても有る可からず。」

この論説が発表された年は一八九〇年に当り、前年パリで開かれた第二インターナショナル大会の決定に基づき欧米各地で最初のメーデーが行なわれた年でもある。従って英国の大罷工や米国の労働騎士団についての情報なども伝え

られていたわけで、こういう国際的動向の中でわが国の黎明期労働運動も始められたことは確かである。しかし「罷工同盟を奨励する者に非ず。」の言葉に表現されているように、この期の労働情勢把握の基本姿勢は、その後の明治三〇年代の自覚的労働運動の展開期にも明らかに投影しているとみてよい。次項においては主として、労働組合期成会の機関誌「労働世界」の記事の分析を通してさらに考察を加えることにしたい。

三 明治中期における労働者概念（その二）

明治三〇年の七月五日労働組合期成会の発起会は日本橋で開かれた。そして七月下旬には神田青年会館で演説会が開かれ、千余名の聴衆を集めた。八月一日午後呉服橋外で第一回月次会が持たれ、幹事として片山潜・小出吉之助・澤田半之助・松岡乙吉・高野房太郎ら一〇名が選挙により選ばれ、さらに幹事間の互選の結果高野が幹事長に推され、片山は運動委員・演説会委員・図書委員などを兼務することになった。そして一二月一日には期成会中の鉄工一一八四人が鉄工組合を組織し、神田青年会館におけるその組合発会式当日に、「労働世界」誌第一号が発刊されたのだ。

ところで我々が今日「労働世界」を一読しながら気づかせられる重大な事柄としては、その編集方針の中にかなり明確な啓蒙主義的・労使協調的論調が看取できるといふ一事をあげることができる。これがなぜだったかという理由を明確にすることは必要なことであるけれども、その理由を探索する前にそれを歴史的事実としてまず把握しておく必要がある。そのための素材として、労働組合期成会（明治三〇年七月五日設立発起会。期成会の前身は「職工義友会」で、明治二三年夏米國サンフランシスコで働く高野房太郎ほか数十名の日本人労働者により組織され、明治二九年彼等が帰朝後同三〇年四月東京麹町内幸町においてこの義友会は設立された。）の演説会における、二名の演者の演説を中心に考察

してみることにしたい。

○島田三郎述「職工の修養」

右の題名の演説は「労働世界」誌上では三回に別掲掲載されている（第一回明治三〇・一二・一五「労働世界」第一号、第二回同三一・一・一同第三号、第三回同三一・一・一五同第四号）。

島田のこの演説は明治三〇年一月二日神田錦輝館において、片山潜の「労働者の経済」およびガルストの「土地、労力、および資本の関係」についての演題とともになされた。

島田は、「まだ資本と労働の衝突は日本に起って居りませぬ」との認識に立ち、日本では「労働者が進んで資本家と混入する」ことが可能で、そのためには「宵越の銭は使はぬ」というような労働者の古い慣習を打破するだけの考えを持たねばならぬと説く。そして参会者である様々の職業の労働者に対し、「吾に得たる職業に依って世の中を益してやると云ふ意気が胸中に存して居らねばなりません（大喝采）」と説いた。しかもその心がけとしては、「今までの職工、労働者といふことで満足すべきでなく、吾れは始終立派なる工芸者であると云ふ丈けの考を胸中に蓄へなければならぬと思ふ（満場大喝采）」と述べている。そしてその心がけは、「職業に高下なくして腕前に高下があると云ふ高尚なる考え」に等しいことだともいう（以上第一回）。

「工芸者である」ことの自覚を促すことによる「資本家との混入」というイメージは、長い封建制から解放された直後の新社会に対しては格好の鼓舞激励として役立つ。だから島田の称える「資本と労働の調和」とは、現代風の労使協調主義というよりはむしろ労働者に労働モラルを動機づけるため提示された啓蒙的教説とみるべきだろう。彼は続けて、彼の新聞社の月給日である一五日・三〇日のそれぞれの翌日（一六日・一日）に活版工が多く休む例をあげ、労働者の濫費の悪習を戒める。そして「唯資本家の庄制のみを責めて労働者の怠慢を忠告しないならば公平なる論者

と云ふことは出来ない」といい、資本家に対する批判とともに労働者に対する忠告をバランスをとるため行わねばならぬという。これを彼は「資本と労働の調和」と称している（以上第二回）。この考え方は彼のこの演説の末尾においてさらに強調される（第三回）。

「私は職業の貴賤なく、名譽は其職業に忠実にして、其の職業に熟練なる者に伴ふ、位尊くとも伴食宰相は熟練なる職工に如かずと云ふ考である（大喝采）。独立なる人となつて己の額に汗して世の中に立つたる以上は私は寧ろ熟練なる職工の左袒をして、伴食宰相の中間入（なかま）は致したくない、即ち幕府二百七八十年の間伴食宰相は沢山あつたが指を挙げて数へらるゝ宰相は僅かである、然るに幕府の間工芸に熟練なる者は後世に其名を残して不朽不滅なることは既に前に述べたる通りであります、……（中略）……」

斯様な労働社会を以て日本を形造り、日本をして儲蓄心ある所の義侠なる職工社会を有する善美なる国たらしむることを諸君の為に幾重にも望む所の一人であります。（満場拍手大喝采）⁽¹⁴⁾

このように島田は、幕府時代からの工芸の熟練者に連続する労働社会に対し、また貯蓄心ある「義侠なる職工社会」の建設に対し激励を加えたのである。

事実この期の労働組合の規約類にも、島田が説いた職工社会に必要な倫理がうたわれていた。鉄工組合の横浜支部の内規には次のような条項が盛りこまれていた。

横浜鉄工組合内規⁽¹⁵⁾

- 一、鉄工組合員たる者は品行方正にして和衷協同し益々本会の拡張を計り其体面を汚さざる様注意すべし
- 一、組合員は喧嘩口論等を堅く慎み万事親切丁寧にして社会の好評を博することを力むべし
- 一、事務所内に於て高声を発し或は争論する者ある時は時の幹事協議員を以て処断すること

……(中略)……

一、組合員は成可冗費を節して貯蓄を心懸くべし

一、事務所に於て協議中は組合に閑せざる咄はなしは堅く慎むべし

右の條々遵守可致事

明治三十年十二月

幹事

右の横浜鉄工組合支部は創立当事約百名の会員を擁していたが、「労働世界」第三号発行当時(明治三十一年一月一日)は約二百名になったので、この年のうちに二千名の会員を獲得する望みがあるといわれていた。⁽¹⁶⁾

○金子堅太郎述「職工の前途」

この演説は明治三十一年一月二〇日神田青年会館でなされた。勿論労働組合期成会の集会においてなされたもので、「労働世界」誌上では四回に分載されている(第一回明治三一・一二・一「労働世界」第二五号、第二回同三一・一二・一五同第二六号、第三回同三一・一・一同第二七号、第四回同三一・一・一五同第二八号)。金子堅太郎⁽¹⁷⁾について「労働世界」第一二二号は「金子新農相を迎ふ」との見出しづきで、当人に寄せる期待感を述べる特別記事を載せている。⁽¹⁸⁾すなわち「職工の同情論者とし又た工場法制定の発起者として」、農商務大臣への就任を歓迎するという。そして「新任農相金子氏は労働問題を能解せられ、且つ法制学に通達の士なれば」、工業行政に対しても美果をあげてくれるだろうと予期しているのである(金子の経歴等については註17を参照のこと)。

金子はこの演説時に五項目の事柄に言及した。第一に職工の地位、第二に職工の貯蓄心、第三に職工の団体、第四に職工の首領、第五に内地雜居後の職工というテーマがまず示された。まず「職工の地位」について彼は、封建時代は百姓の造る米の禄高何万石で殿様の格が決められたが、今日では何万円と金で勘定するいわゆる商品経済社会にな

つたと説き、「職工の作り出した品物の売買で世の中に人の品位を極める」以上は、「職工と云ふものは昔の様にアリヤ職人だアリヤ労働者だと軽蔑をすべきものではない(賛成)」「十銭の銀貨、二十銭の銀貨、五円の金貨と云ふ即ち製造品が世の中の流通になる時に代はる金で人の身代を数えるやうになれば職工様と言うて宜い(拍手喝采)」と、労働者の地位を持ちあげた。そして

「総て欧羅巴の文明の器械が這入って来て職工の世の中になった明治の今日に當っては、明治天皇陛下の御代の御職工様と言うて決して私は悪いことは無い、……(中略)……故に職工諸君はどうぞ御職工様位の氣高い考を持つて貰ひたい(拍手喝采)」

とまで揚言した。

彼は七年間にわたるアメリカ留学経験や、留学期間中しばしばホームズ判事の私宅において指導をうける機会があったこと、あるいは明治二二年の議院制度調査のための巡視の機会にイエーリングやダイシー・アンソン・ホーランド等歐洲諸国の著名学者と交流する機会もあったことなどからみて、当代随一の開明的知識人とみなされる。そういう金子の発言内容は、少なくとも当時における国際比較的視野に立っての発言とみてよいだろう。その彼は続けていう。……「英吉利などで此労働者が力を得て政治上又社会上經濟上に世の中を動かす様になつたのは百年以上であります、……(中略)……日本は文明開化の王政維新になつてから三十一年間に此の如く盛大なる力を職工が得たのは職工の地位は恐るべき地位である、……」こう述べたあとで先に掲げたような「御職工様」発言が出てくるのである。

このような基本認識の上に彼の「労資同等論」がさらに説かれる。……「工業の世の中に於て資本家と職工との関係は事新しく言うても無い、殆ど車の両輪のやうな者で、資本家ばかりでは工業は発達せぬ品物は出来ない、……」「実に職工の地位は資本家と同等と言っても宜い(拍手喝采)」「そして「職工諸君は其身を賤くせず已は国の經濟社会の一

つのも原動力だ、……(中略)……斯う云ふ氣高い考を持って行かれたら世の中の人々が皆尊敬する」と述べた。さらにフランクリン(大統領)がもとろうそくを造る職工だったことなどを引例しながら、「明治天皇陛下の御世に於て此の如く難有き世の中に立つて十分諸君が御決心なされば職工の中から貴族院議員、多額納税者なども出し宮様方と席を同うして坐る丈けの地位にチャントなられるやうに日本の憲法は路を開いてありますから自ら賤くせず十分多額納税者となつて宮様方と席を同くなさる丈けの御決心をなさることを諸君に希望する、(拍手喝采)」と語っている。第一の事項にかかる彼の発言はこのくだりで結ばれているのだが、この労資同等論はあくまでも立身出世努力を前提にしてのものであることが明かとなる(以上第一回)。

第二の事項「職工の貯蓄心」については、島田の指摘と同様「貯蓄心が無いと云ふことは是れは職工の欠点であります、(ヒヤ〜)」というわけで、「どうか明治の御世の御職人様になるには此根性は止めて貰ひたい、(ヒヤ〜)」と訴えた。ただ金子はこの機会に「職工の貯蓄銀行を建てる」こと、「労働者貯蓄銀行」「職工貯蓄銀行」の設立という具体的方策を提示している。英国や米国ではこの種の貯蓄銀行があると述べながら、「職工と資本家と同じ地位に立つのが貯蓄銀行の作用である(拍手喝采)」という。そしてこの貯蓄銀行設立の趣旨は、「金儲主義を離れて職工の将来を慮り職工を成る可く健康な者にし職工を愛して外見上職工の悲しい地位に陥らぬ様に己か銀行を作つてやらうという考を以て銀行を建てられることを希望する」ところに置かれていた。こうして職工・資本家同等地位の実現も可能になると述べた(以上第二回)。

第三の「職工の団体」という事項については、いかにも開明的知識人らしく金子は彼の当時の地位にも拘らず、職工団体容認の方針を大胆に披瀝している。彼は英国の労働立法史を回顧しながら次のように述べた。

「百年足らず昔のツレードユニオンといふものは職工の団体を法律で禁じた、是は資本家が連合して議会にさう

云ふ運動をして通過した、職工が団体を作って行けば可恐いから団体はならないと言った、所が穀物の輸入税を廃止するとか選挙法改正とか色々雑多のことからトウ／＼此法律は壊れて今日は職工の団体を法律で認めることになった（ヒヤ／＼）、独り日本は実に結構な国で職工の団体を禁じた法律は一つも無いのである、御承知の通り政治上の論で色々禁じたり解散を命じたりした事はありますけれども職工の寄合よっあひを解散したことは聞かない、決して明治政府は此職工に対して禁庄ただの打ち附けると云ふ主義を採って居らぬ、職工は成るべく団体を作って鞏固に国を富ます様にしたいと云ふことは明治維新以来政府の方針と思ひます（拍手大喝采）、我輩は今日職工の団体を作って之を強国にして国を富ますといふことを主張するのは決して職工を煽動するのでも無い、又職工の団体を作って置いて自分が夫を利用しやうと云ふ積りも無い（拍手喝采）故に諸君がどうも散しては仕事が出来ない、貯蓄銀行のことも地位を高くする事もどうか団体として規約を設けて御やりなさる事を偏に希望する（拍手喝采）」

長い間団結禁止法を維持していた英国が、労働組合法により団結を承認するに至ったのが一八七一年（明治四）年であつたことを思うと、金子が米国で法律を専攻する頃にはそのような法知識は当然持たせられた筈である。そして政府の要職に就いたこの新知識が、団結に対し禁庄主義を採らない方針だと明言しているところに意義を見出すのである。金子は当時確かに「富国強勞」策の支持者だつたとみてよいだろう。このような彼の方針と当時優勢な「富国強兵」策との間のバランスは、どのように保たれていたのだろうか、さらに考究を重ねるべき課題であるとみななければならぬ。

この第三項目に関する言及において、もう一つ考究を重ねるべき課題が示唆されている。それは旧幕時代における職種別同業組合を、明治維新政府が破壊したという指摘である。

「御承知の通り或は是は私が誤つて居るかも知らぬが独り徳川の政府のみならず各藩の制度に於ても旧幕時代で

は皆一種組合があつて鍛冶屋の組合、大工の組合、左官の組合、皆あつた、……(中略)……所が明治維新の時に組合を親方が制圧していかぬ、之を自立自由に仕向けると言つて明治政府が叩き破つて何処も此処も組合といふ者は破れて仕舞つた。是は明治政府の失策だ、私は失策と言ふを憚らぬ、能く日本經濟を研究し外国の例を本当に調べて居つたらあの組合規約などを叩き破りはしなかつたでありませうが目暗滅法に破つて、夫で組合団体職工の団体は明治政府になつて壊はれて仕舞つた、所が段々歩んで見たところが少し差支えたから同業組合準則といふのも色々政府から出て復た元に戻るやうになつたが一卜先^{まず}壊れた以上之を集めるのは容易で無い、……」

右の職種別同業組合に対する政府の破壊方針とは、具体的に如何なる施策であつたかについてはさらに他日歴史的資料に当り考究を加えたいと考える。それはともかくとして明治政府の新知識金子が、労働組合期成会の演説会に出席し公然と團結容認の必要性を説いたという事實は記憶に止めるべきことがらである。彼はさらに次のように続けている。

「明治政府も日本国民も工業を以て国の政策とした今日は職工の団体を作ると云ふのは最今日の急務であつて(拍手喝采) 私は実は遅い位に思ふ、幸いなる哉、此労働組合期成会の幹事諸君其他會員諸君が東京に於て労働組合を立て、之を独り東京のみならず全国各地に聯絡を附けやうとなさるのには独り労働者諸君自分の為のみならず、日本國家の為に工業政策を進めるが為に一大進歩と我輩は諸君に向て申上げるのであります(拍手大喝采)」

ところで当時の労働者団体が平穩裡のうちに結成されていたことにつき、金子は讚辞を送っている。「又此労働者の団体が斯く円滑に一揆も起さなければ資本家の家も叩き破らなければ工業場も押潰さず乱暴せずして職工団体の出来たのは是は実に日本の工業歴史の上に於て名譽の仕事と思ふ」と述べ、英國ではハイドパークに何万という職工が集り国会門前まで押し寄せ強談したり、資本家の家に放火したり各種乱暴な手段を以て團結体を政府に容認させたこ

と対比している。日本では「一揆がましい事も無ければ強談らしい事も無く、先見者の誘導と職工の熱心に依って」団体が成立したことは、「日本工業の歴史の上に於て私は一大名誉と思ふ（拍手大喝采）」と述べ、「明治の御世の御職人様といふ語を以て諸君に奉る」とこの項についての演説を締めくくった（以上第三回）。

これら二つの演説を総括して考えてみると、(1)封建社会の底辺を支えた百姓に代り、初期工業化社会を支える義侠的職工（御百姓に代る御職工様）の登場、(2)勤儉貯蓄を第一義的モラルとして賦課されていたこと、(3)その労使協調的傾向も労働者の集団的抵抗などは未経験の、立身出世型の労資共存（同等地位）実現論であったことが判る。

わが国の工業化初期段階における労資（使）関係のこのような基底的把握が、そのまま現代にまで通用しうるものではないとしても、わが国の資本制生産の発端期における労資（使）関係の意識的あるいは社会的な範型は、「時間」の切断というものが無い以上現代工業化社会に全く無関係・無縁のものとも断言できないのではあるまいか。

それはともかく「労働世界」に登場する明治三〇年代の労働者概念は、二〇年代のものとは明白に異なって使用されるようになる。二〇年代においては労働者とは「下等力役者」と等しい地位にある者の称で、場合によっては職工より下位に位置づけられていた。しかし三〇年代になると職工の地位の称揚や職工団体の形成にともない、「労働者団体」の必要が叫ばれるほどに労働者概念の内包自体が拡充され、普遍化されてきたといえよう。

さて金子の演説の第四の項目「職工の首領」に関しては、労働者代表を国会に送りこまねばならないとの提案であって、普通選挙権の確立を目指しての立論だった。「労働組合員の是は輿論であると言つて政論家に当るのには其労働者を提^{ひき}げて行く一つの代表者、語を換へて言へば首領が無からねば動けぬと思ふ（拍手喝采）」と述べていた。さらに次の箇所は具体的に、労働者団体が当時の国会に対し無力だった状況を指摘している。

「既に日本の国会の組織を御覧なさい、農業者の代表者は大層出て居る、又資本家の代表者も随分ある、併なが

ら労働組合を代表する衆議院議員は誰かあるか、あるか知らぬがあの人が労働者の為に十分其意見を代表する人々であると言ふ人は未だ見当らない（拍手喝采）

そして金子に対して単なる期待をかけるだけではことが進まないことにつき、次のように説く。

「工場法案を農商務大臣が高等會議に掛けて通過したと言って喜ぶやうなことではいかぬ、アレは行政官の諮問として御下問だけだアレが通ったって何の役にも立たぬ、是から上院と下院を通さねばならぬ通すには職工の代表人が議院の中に居って是は我々の代表する何十万の職工の意見である是が我々が国を富ますの目的である、決して職工自身の利益を取る為では無い利己主義では無い……（中略）……如何程工場法案が高等會議に於て可決されたところが私は何の證も無いと思ふ、是は諸君が職工の前途を十分御考えになって其職工の首領となる人を衆議院なり貴族院に送り込むやうに御準備なさる事を希望する（拍手大喝采）」（以上第三回）

ほとんど労働者政党の実現を期待する議論のように受けとれるのだ。

最後に第五の項「内地雑居後の職工」のところでは、対等条約締結のため領事裁判制や居留地制を廃止すれば国内に西洋人が工場も起すだろうから、それに雇われる日本人職工は団結を固めねばならぬと説く。

「是より西洋人は日本の職工を掌握の裡に入れて彼等の左右する所と職工諸君がならなければならぬ次第になって来た、……（中略）……又我々は此点に於て決して鎖国主義は執らぬ外国人の工場に職工が行って彼等の経験ある知識と彼等の熟練した技倆を習って来る職工が続々殖えることを私は希望する（拍手喝采）」

「明治初年に勝麟太郎君が一番に外国船に乗ってサンフランシスコへ行った為に海軍将校になった、勝麟太郎君は決して海軍の兵学校を卒業した人でも無い徳川氏時代に早く蒸気船に乗って運転する道を知って居ったから明治政府になって海軍省が出来た時に直ぐに海軍卿になった今度内地雑居の時に外国人が我邦に資本を持って来て器械

工業を進めたら其処へ行つて其極意を習つて早く習ひ得た職工は第一に文明の職工になると思ひます(拍手喝采) 金子は「文明の職工」になるためにいわゆる技術移転を受けるために、外国人経営の工場で働くことを勧めた。そして外資系で働くことは容易でないことの事例として、横浜の茶焙工女の労働実態をとりあげ、「西洋人がやつて居る横浜の茶焙所へ行つて見て御覧、日本の職工は実に憐れなものであります、ア、云ふ横浜で西洋人に使はれて居るやうな地位にならぬやうに」して欲しいと要望している。そして「西洋人が一たび内地雑居をして職工を使ふ時には今までの日本の資本家が使ふやうに行かぬといふ事は御承知で無からねばならぬ」といい、「今までの日本のやうに互に親子のやうな関係の工業者には是からはいかないと云ふことを御決心なさらぬといかぬ」と述べている。

金子はわざ／＼横浜の茶焙所⁽¹⁹⁾に視察に赴いている。「果して支那人が監督者になつて居る(さうです)皆支那人が茶焙所で十歳ばかりの娘から五十、六十の婆さんを使ふ其使ひ方が私は自分の事と云ふ考を以て見るのに実に悲しいこと計^{ばかり}でした人情の上で忍びぬこともあつたです、(拍手喝采)」という実情だつたという。

このような情勢をふまえた上で、金子は工場法制定による労働者保護および、労働者の団結容認の必要を次のように説くのである。

「今日は実に英吉利は文明的の工業国になつて居るが百年前の歴史を見れば実に身の毛も悚^{おそ}立ち、総身冷汗の流れるやうな有様を英吉利の工業界は経過して居る、此歴史を私が言ふは誠に宜しく無いと思ふがさう云ふことは事実である、此事開国の日本に来る時に彼等がさう云ふ事を再びせぬやうに工場法を以て十分に職工の地位を保護しなければならぬ(拍手喝采) 故に内地雑居の前に工場法を出して日本の工場の基礎を堅くし職工と資本家の関係を明かにするのは此の如き残酷な歴史を再びせぬやうにするに最必要であると思ひます(拍手喝采) 既に今日は遅れて居ると言つて宜い故に労働組合の幹事諸君及会員諸君は此工場法案が決して唯々高等會議の決議位で満足なすつ

てはいかぬ、今度第十三議会に通す準備をなさるが最必要であります（拍手喝采）
また内地雑居時代と團結容認の必要についても次のように説いた。

「是より西洋人が内地に工業を起せば支那人を以て日本の職工の監督に当てることは必ず事實に現はれるだろうと思ふ其時に至って職工の地位を維持し職工の権利を維持し職工の情実を十分疏通するには此如き労働組合などが代表者になって外国人と日本人の間に立って（拍手大喝采）彼の言ふ事も日本の職工に伝え日本の職工の言ふ事も彼に伝えて其間の機関になりて彼我の間に物事の間違ひし無いやうに又日本の職工を外国人が支那人を以て压制する時に压制されないやうにするには此労働組合の如き団体に謀つたれば決して私は其事が出来いことは無い（拍手喝采）故に此団体といふものは内地雑居の後は実に非常な勢力を得又実に是は有益なる団体であり又必要欠く可^べからざる機関であると思ふ（拍手大喝采）」（以上第四回）

明治政府における労働法制の新知識金子堅太郎が、労働保護および團結容認に関して公然と見解を表明したこの時、彼は満四五歳の壮年時を迎えていた。

翌明治三二年七月一七日、政府念願の条約改正が実施に移され、横浜居留区などは撤廃された。内地雑居後に横浜に起きた二争議の例をみれば、金子がこの演説において労働者の團結を促した意味も了解されるだろう。たとえば横浜の蒸気洗濯場の日本人労働者五三名は賃金のことにつき同盟罷工をしたが、支那人労働者三〇名が洗濯場に導入され日本人労働者は職を失い権利を妨害された²⁰。また横浜の清国人ペンキ請負業者は、日清双方の職工を混合使用することは妨げないけれども雇用する日本職工の数は支那職工の数を超過することを得ず、もし日本人を多く使役しようとすれば一人を超えるごとに一〇円づつの違約金を事務所へ納めなければならぬとの個条を励行して日本職工を排斥したことおよび賃金問題をめぐり、八〇余名の日本人ペンキ職工は同盟組合をつくり支那請負業者と交渉を始めたこ

とがあつた。この団結は「鞏固を欠き」氣勢があらず従つて決定的な回答もえられなかつたことが報ぜられている。⁽²¹⁾
 ところでこの条約改正実施直前の横浜の状況について、高野房太郎がAFL機関紙に書き送った報告によれば、警察部長は各警察署に対して下層社会の人々のすべての敵対的行動を嚴重に阻止するよう訓令したこと、横浜の外人居留者に雇われているコック・ウェイター・ボーイ六五〇名が組合結成を祝つて外人居留地域を平和裡に行進することを警察署が禁止したことなどが報ぜられている。⁽²²⁾翌年の治案警察法制定に至る直前の状況を伝えるものとして注目すべきだろう。

四 労働組合主義の衰退

さて先に引用した金子の演説について当時どのような評価がなされていたか。「労働世界」(明治三十一年二月一日第二五号)誌によれば次のように受けとられていた。

「去月廿日の夜は既報の如く期成会の為め前農商務大臣金子氏の演説あり同会の評議員なる日野伯は司会の勞を取られ七八百人の労働者は金子氏の熱心なる演説を謹聴したり、金子氏は職工の前途てふ適切なる演題にて職工の位置の重要なる封建時代の農民に於ける如しと云ふより説を起し滔々数万言貯蓄の必要真正なる首領を得て国会に於て職工の権利を保護するの急務を述べ進んで条約実施に向て労働者団結の最大緊要なるを詳論痛議し満堂拍手喝采の中に一時間半余の極めて有益なる演説をせられたり

……(中略)……今金子氏の如き天下の名士が奮つて労働者の為めに此等の必要を公言せらるる実に労働者の為め社会の為に祝賀すべきことなり思ふに英国の労働者はシャフツベリー侯及サー、ロバート、ピールを得て其保護を得位置を高め遂に政権を得るに呈れり、我労働者も今や日本に於けるシャフツベリー侯サー、ロバートたる日野

伯、金子氏とを得たり労働者の将来は実に有望にして其の保護を受け地位と権利を善良なる工場法に依て得るや知者を俟て知らざる也」

要するに非常に歓迎されたことが判る。同様の受けとめ方は高野の次の感想文（同上誌）において、さらに詳しく知ることができる。

「農商務大臣金子堅太郎君が公開の席場に於て労働者団結の必要を痛論して以て昨年来吾人が舌を爛らし声を枯して絶叫せる言論に向つて確乎たる認定を与へられたるは唯に空谷の蛩音として吾人の鼓膜を刺戟せるのみならず、実に吾人の悲愴の情を破りて殆んど踴躍措く能わらざらしめたる者ありたり、」

「吾人は何が為めに然かく感激せる乎。吾人が昨年来の苦辛を知れるの人は此感激の動気か何れの辺にあるかを知らん、吾人は多言せざる可し、唯切にしきりに會員諸君、員外の職工特に吾人の運動に反対せる人々か丁寧反覆金子君の演説筆記を読まれんことを望む、之を読まば吾人の感激せるの理由も明ならん、唯に之のみならず労働運動に反対する人々の反正すべき点も亦以て知り得可けんなり」

この感想文の執筆者は、労働組合期成会の幹事長高野房太郎である。その彼が政府の要職者から団結の必要につき「認定」を受けたと評価していること、および労働運動への反対者に対するカウンター・パンチと受けとめていることは、当時の情勢を如実に伝えるものとして興味深い。当時の状況下にあつては、政府要職者からのこのような「認定」すら労働運動にとっては貴重な援軍として実感されていたことが判る。

あくまで「労働世界」誌上において、明治の労働運動の消長動向をさらに探索し続けてみよう。すると驚くべきことに、金子の上掲演説の最終回（第四回）が掲載された「労働世界」第二八号（明治三一・一・一五）の同演説部分のすぐ後に続く記事が「鉄工組合創立一週年記念祭警察権の故障を受く」という見出しの、現在の常識からすれば極めて

ショッキングな記事であるからである。それは明治三二年一月八日労働組合期成会鉄工組合が、創立一週年記念祭を行なおうとしたところ、警察によりその開式直前に集会を禁止されてしまったという記事である。どうやらこの禁止措置は、「集会及び政社法」(明二三・七・二五公布) 第八条(「帝国議会開会より閉会に至るの間は、議院を距る三里以内にて、屋外の集会または多衆運動をなすことを得ず」)に基づくものらしく、以下のような抗議を行なっている。

「大日本帝国臣民は憲法の保障に依り集会及結社の自由を有す、警察権恐らくは、此神聖なる自由を犯すこと能はじ、或は曰く議會開会中には屋外の集会を禁止するの法律ありと、然れども此法律は議會の開会中外部の示威的脅迫に対して議員の議権の神聖を保護するの精神に出つ、之を曲解して臣民の平和なる自由を妨害するの理由となすは蓋し立法の精神を誤る者なり、」

そして鉄工組合は一貫して「平和を主義として秩序ある運動」をなしてきたもので、「社会の公安を害する」如き挙動をなしたことのないこと、およびわが国の労働運動が「一種の無政府党の運動の如く邪推せらるゝ」ことを悲しむ旨を表明している。「集会及び政社法」は軍人首相山県有朋の内閣のとき公布されている。同法第九条には制服警官を政談集会に臨監させうること、第一二条には喧擾狂暴に涉る者あるときの退出命令措置について、第一三条には集会の解散命令措置等について定められていた。明治一〇年代には「集会条例」(明治一三・四・五公布)が太政大臣三条実美により公布され、同様の禁圧目的を果していたが、本条例が全文一六条なのに比べ「政社法」は全文三八条とより詳密なものになっていた。

ところで労働者の集会に対する取締りは、「運動会」ないし「懇親会」という形式のものに対してさえ行なわれた。明治三一年四月三日に上野竹の台で労働組合期成会が催そうとした大運動会は届出の四月一日に不許可になった。運動会の組織委員らの考えでは、「若し列をなして市中を練り行くことを止め、三々伍々上野公園に集て運動会を催ほ

すならば、何処の学校生徒も職工も、是迄行ひ来りたる先例あれば、警察に於ても敢て差止むる者に非ずと思惟し」て企画したのだった。ところが麴町警察署では「永楽町の原に於て集合するを禁止するのみならず、行列は固より上野の運動会場にも集場することをも断然禁止するとの敵命」を下した。委員らは「失望落胆」したのち、「是れ内務大臣の方針なるや。將た警視總監一日の責任を以て行ひたることなるか。」とその責任の所在を問題にし、「今回の事たる、全く労働者の人権に關す」と主張した⁽²³⁾。しかしその後に行なわれた四月一〇日の奠都三〇年祭を祝う運動会は、委員長片山潜の指揮のもとに、「陛下の万歳を祝せし後、各支部の旗を列ね」隊伍を組んで上野まで行進し、午後三時散会したという。集会者数は八百余名だったことが報ぜられている⁽²⁴⁾。

その後明治三三年には「治安警察法」(明治三三・三・一〇公布)が公布された。同法第一七条は同盟解雇・同盟罷業の目的で「他人ヲ誘惑若クハ煽動スルコト」を禁じたので、「労働世界」(明治三三・三・一第五六号)は「経済問題を解釈するに警察権を以てせんとす其結果や必ず圧制に終るべし」と批判した。治警法施行以後の同年三月一七日に催された二六社主催の「日本労働者懇親会」も、警察により参加人員を先着五〇〇〇名に制限されるなどの抑圧を受けた。ところでこのときの日本労働者大懇親会の決議文は、次のようなものだった。

「我等帝國臣民たる労働者は

天皇陛下の高恩に浴し、本月本日当向島『二六』運動場に大懇親会を開き、誠心誠意を以て左の決議を為す。

(1) 政府は吾等労働者、則ち鉄工、木工、石工、木挽、左官、機関手、活版印刷石盤工、船大工、人力挽^{ひき}、馭者車掌、水夫、火夫、荷揚仲仕、鋤夫、小作人、理髮師、消防夫等凡て労働を為す者の権利と利益を保護する為め適當なる法律を制定すべし。(2) (5) 項省略、提出者片山潜

右の決議文に登場する「吾等労働者」に内包されるものは、主としていわめる筋肉労働に従事する者で構成され、

しかもその中には木工・石工・木挽・左官・船大工・小作人・理髪師など職人的ないし非工業的職種の従事者が多く包含されていることが特徴的といえるだろう。換言すれば、工業化の未成熟期におけるこのような緩かな労働者の団結体やレクリエーションまがいの団体行動に対しても、取締法規の方がずっと急進的だったといえるだろう。

いづれにせよ当時は団結容認に向けての政府の姿勢は決して積極的なものではなく、わずかに当路の要職者金子堅太郎などから微小な支援表明があったにすぎない。その一方では明白に警察権力による団結否認の措置が同時併行的にとられていたことは、上述したところからも明らかとなる。しかも「労働世界」誌の分析を通してみる限り、どうやら日本鉄道会社機関手組合（日鉄矯正会）の同盟罷工の成功に端を発した、しかもその後の治安警察法施行を利用しての日鉄労務管理体制の反動化を転回点として、明治期の自然発生的な原生的労働組合運動は急速に退潮期に入るようになる。

ここで明治三十一年二月の日鉄矯正会の同盟罷工については、重要事であるから是非考察を加えておかねばならない。片山潜自身は、「同盟罷工は軽々しく行ふべからず」と社説を書いているほどに、ストライキに対しては慎重論者でありまた弾力的考えの持主だった。「吾人労働世界は決して労働者に向ひ同盟罷工を行へよとは云はざるなり同盟罷工は最後の手段なり、最後の戦争なり、飽く迄之を避け飽く迄之を警しめざるべからず決して軽々しく之を断行すべからず吾人は労働者に向ひ、決して同盟罷工を勧告せず唯だ極力団結を強くせよと主張す、⁽²⁵⁾」と述べていたほどである。しかし同じ社説の中でこの日鉄の罷工について、「近時日本鉄道会社の機関士は待遇に不服を抱きて同盟罷工す其範圍東北の一帶に止まると雖も氣脈相応して事を発し団結頗る強固なれば其威力従て強大なるを得たり、其成行の跡を考ふれば遺憾の点少からずと雖も兎に角我国に於て是れぞ組織せる同盟罷工の嚆矢なり、吾人は今回の拳を見て労働者の地位を一步進めたる者となし社会問題の大勢の爲めに之を祝す、」と評価している。さらに東北地方一帯に

わたり汽車が不通となったこの大同盟罷工の顛末につき、「労働世界」誌上には次のように報ぜられている。⁽²⁶⁾

「◎不平の原因 元来鉄道会社にて其雇員を対遇するに奏任対遇判任対遇及び雇対遇の区別ありて雇対遇は最も下等なる者にして等級の異なるに従て対遇方法に非常の懸隔あり、……(中略)……雇対遇に在ては普通の賞与金の二分の一を受くるに過ぎずとなり、彼の機関方は所謂雇対遇を受け居る者にして之に反し役員書記駅長車掌等は判任対遇を受け其技術並びに職務に於て遙に機関手に劣る者あるにも係らず其上位に位置するの故を以て勝手に機関手を輕蔑叱咤し機関手の身に取て得堪へれぬこと屢々ありて機関手は常に之を無念に思ひ不平の心絶へざりしが是れぞ今回の椿事を引起すに至りし原因にして其由来や一朝一夕の事に非ず」

この「不平の原因」については、片山の著「日本の労働運動」第一編第四章矯正会の項の「一秘密出版物」(我黨待遇期成大同盟会)と題し各駅機関方に手渡された⁽²⁷⁾の要点紹介にかなり明かに示されている。

「諸君近来の出来事を見られよ。保線課一同は甲乙の別なく一人不殘増給せり。又運輸の一方を見られよ。日給者においては或は拾銭或は拾銭、月給者及び年俸者に有りては、一等若くは二等の上給者多く有之、是実に目醒しき盛事なり。実に一驚を喫せり、而して、我等辺には微風だになし。何ぞ会社は冷遇否愚弄するの甚しきや。今や会社的眼中我々機関方あるなし。諸君以て如何となす。尚事は少しく既往に渡れど、諸君必ず忘れざるべし、彼の二七七八年軍隊輸送也。軍隊輸送の責任に当る者は准軍人と見做し、機関方、火夫、駅長、助役等は予備役を免ぜられたり。見よ、責任は、駅長、機関方、助役、火夫、同等なり。然るに其戦後賞与の辺を見よ。関係駅長、助役等は或は式拾円或は五拾円の賞金勲賞褒状を辱ふせしにあらざや。而して真に辛苦慘憺の局に当りし機関方、火夫は、何物を辱ふせしぞや。而も冷遇なり、罵詈なり、何ぞ憤怒の価なしとせんや。」某駅長は曰く、機関方は馬なり、我々駅長が叱咤の下に業務を全ふせば可なりと。……(以下略) (原文のまま)

なおこの秘密文書中の要求箇条中には次のように記されていた。

「目下尚有形上の運動は我立つ能はず、心中同盟の好時節なり。而して運動の手始めとして、明治三十一年二月十五日迄機関方火夫一同臨時上給の事を、此書翰御一覽の上必ず式錢郵券を奮発し、課長宛に匿名を以て何百通を下限東西南北より上願する事。」

日清戦役における軍隊輸送に際しその持てる専門技術を駆使して精励努力した機関方や火夫らに対し、褒賞が与えられなかったという身分的差別処遇に対して、一斉に同盟罷工にはいるとともに、抗議行動を呼びかけたのである。しかも当時の警察支配のもとでは「有形上の運動」はなしえないので「心中同盟」という精神的連帯を提案したわけである。この「心中同盟」の必要性についてはさらに次のように該文書中に記されていた。

「右諸件成就するまでは、全線機関方心得以上は、心中にて確く同盟し、所謂以心伝心を以て固く相誓ひ、人知れず式錢の郵券を奮発し、東西南北より社長、副社長、及課長に宛て、不絶上訴して止ざる義務あるべし。而て心中同盟なれば之れが会長もなく幹事も書記もなし。又犬の愁なし。反心者の悲もなし。少しく仮令は非なれども彼の露国の虚無党の如く歐洲の社会党の如くせん。」

以心伝心の心中同盟だから「犬の愁」も「反心者の悲」もないとは、スパイや裏切りという団結の内部破壊を警戒しての一大工夫だったことが判る。

日鉄会社側では直ちに調査を開始し、尻内の機関方石田六次郎と青森の機関方池田元八を首謀者と認め他の者も含め計十名を解雇処分に付した。石田が秘密文書の起草者と云われており、そのうち石田を含む五名は基督教徒であった。解雇処分後も福島機関方を中心に、二四日から二五日にかけ上野・宇都宮・黒磯・仙台・青森・尻内・一の関の機関方たちは、電報により気脈を通じ四百余名が一時に同盟罷工に入り、東北線一帯の列車運転は全く停止したのだ

った。この後四月初めに至ると待遇期成同盟会は自発的に解散され矯正会が組織された。この矯正会の力により、首謀者二人を含め解雇された全員が復職することができた。この矯正会はもともと基督教徒石田が起した「禁酒会」に端を発している。初めは冷笑されていたがその禁酒主義と基督教主義は次第に賛同される所となり、片山も「願はくば矯正会員諸君、益々思想を高くし、身を修められて日本労働者の救世主となれよ。吾等は諸君に多くの希望を有す。」と期待の意を表明していた。⁽²⁸⁾

先の秘密文書中には「待遇改名の件」なる一項も要求事項として掲げられていた。この項も当時における「労働者意識」あるいは「労働者概念」のあり方を示すものとして、極めて興味深いものがあるので、以下に引用しておきたい。

「つぎは待遇改名の件、機関方を機関手に、心得を機関手心得に、火夫を乗組機関生に、掃除夫を機関生とする事、如何とすれば機関方は運転技手なり、機関手の方当然の事なり。既に甲武鉄道会社は此事行はるなり。之れが機関手の候補たる火夫掃除夫の改名必要なり。如何となれば、責任重大なる運転技手の候補者たる者は、相当教育あらざるべからず。相当教育者を採用せんとせば、之れが試験の定度を高め、高尚なる人物を要す。高尚なる人物を要するには、勢ひ名を改むべきなり。一例を以てせば、海軍火夫常に欠員に困しむ。当局者見る処あり。名を改めて海軍機関兵とす。而して目下は出願者多く常に満員なりと。⁽²⁹⁾」

右の主張の意義は二点において注目すべきである。第一に職種の名称を方から「手」にあるいは夫から「生」に改めるといふ提案は、単にこれを形式論的なものとして把えるべきではなく、職務の實質に適わしいものに改めべきだといふ職務の客観的把握に根ざした要求であること、第二に専門技術の習得なしには遂行しえない重要な現業労働に対し、差別的冷遇の撤廃を求めた労働の尊厳の権利宣言とみるべきであること、の二点において興味深い。明治前半期における「下級労役者」風の労働者概念は、この日鉄矯正会の団結形成期に至ると、職務の客観的把握と労働者

身分に対する主観的誇りとが一体化し名・実備わったものに変化しようとしていることが判る。

ところで「労働世界」誌上の記事の流れをみると、この日鉄同盟罷工報道がなされた翌年あたりから、毎号片山と日鉄会社間のあつれきとか（明治三一・九・一第四三号）、日鉄会社の不正とか乱脈腐敗など（明治三一・一一・一第四七号）をしきりに伝えるようになり、ついに日鉄大宮工場鉄工組合員八名が組頭沢野某の専制に抗議したところ右八名に解備処分を科したことなど（明治三一・一一・一五第四八号）が報ぜられるようになった。大宮工場の腐敗というのは、組頭がエンジン組立の際うけとる請負代金中からの組立職工の給料のピンハネや、主事や組頭をめぐる収賄や私行上の非行現象などを指している。その他職工から受けとる強制積立金につき決算報告を一度もしていないことなども報ぜられている。また「大同盟罷工將に起らんとす」の見出しの記事（明治三三・三・一五第五七号）では、日鉄会社に雇われている鉄工二千二・三百人のうち大宮工場に雇われている鉄工千三百人らは、賃金の増給や待遇改善を求めて「意心伝心」の運動を開始したと報じている。その不平の原因は、汽関車を組み立て修繕しきながら汽関車に対しては医者のような仕事を担当しているに拘らず、機関手に比べその待遇は遙かに劣位におかれ機関手からも軽蔑されており、機関手らには配当的賞与金を与えても工作課に働く職工（鉄工・木工）らには一文も与えていないということに⁽³⁰⁾あった。このような組合の動きに対し会社側は、労働者側から批判をうけた技手や組頭に転勤を命じたりする反面陳情運動をした大宮工場の職工二八名に対しても解備を命じたりして対応した。「労働世界」（明治三三・四・一五第五九号）はこの会社側の措置を「正義に依り正当なる事実を訴へても解備して之を防ぐ實に压制なる仕打なり今日はよきも他日恐るべき結果に至るべし」と評している。今日なら「労働組合の正当な行為」として当然労働組合法上の保障がえられる行為が、当時では解雇理由にされたわけである。しかもその陳情書において訴えたことから、「一職工の取扱を一律に為す事——職工の取扱は各課区々に涉り互に長短有之候に付同一に致度事、一幼年工講習所設立の件——

——幼年工は概して小学教育を受ける者少なく從而技術進歩の障礙とも相成候間毎日五時間執業に五時間宛技術及び普通学御教授相成候様致し度依つて講習所設立地は大宮に本校を置き盛岡に分校を置き度と存候、一名称を改むる事——日給金壹円以上の職工を優等技工と称し七十銭以上壹円以下を技工と称する事、一待遇を与ふる事——職工長に運転手以上の待遇を与へ優等技工並に技工を運転手同等の待遇と為し諸給与は総て之に準じ同時に精勤賞与積立金を下し相渡成度こと、……」というような、極めて当然至極の要求事項ばかりだった。

鉄工組合の待遇改善要求のこの陳情運動は、前記陳情書日付が明治三三年四月四日とされているので、治安警察法の公布日（明治三三・三・一〇）以降にわたり展開されたことが判る。そこで当該取締法と日鉄改革の労働運動との関係がどうであったかを、「労働世界」（明治三三・五・一第六〇号）誌上において辿ってみよう。その雑報欄に二つの記事が載せられていて、一つは「治安警察法と日鉄」という見出しのもので、他の一つは「日鉄治安法を濫用す」との見出しのものである。前者では、大宮工場から二八名福島から二名盛岡から一五名を前記待遇改善運動の際に解雇した会社の措置は、「江戸のかたきを長崎で取る様」なものだと評している。また後者においては、日鉄は「治安警察法を振り廻して労働者を脅迫し」ているとし、「各工場各駅に治安法を書出し或は巡公に依頼して此法を解釈否曲解し説諭否圧制に努めたり汝等此運動をなさは六ヶ月の重禁固に三十円の罰金に処せらるべしなど……（中略）……其暴横を違^{たくまし}ふす」などと記している。そして「爾後各資本家雇主か此要法を利用して労働者を苦しむるも近きにあるべし」と、この取締法が労働運動に対し果すだるう役割を予見している。

このような経過の中で鉄工組合加盟の会員数も、急速に減少するようになった。「労働世界」（明治三三・二・一五第五号）掲載の明治三三年一月三〇日の鉄工組合総会議事速記録によれば、組合員の数は前年一二月から著減をみせているという。組合員籍は二千五百名なのに現在経費を納入する者は千名内外になっていると報告されている。また

他の記事によると、不相応な救済制度のため組合財政が悪化しつつある状況も伝えている³¹⁾。二年間にわたる組合費領収総計八二五四円八〇銭のうちから、病氣死亡救済金として支払われた総額は三〇八二円八五銭とその半分近くが充当されている。しかもこの救済金受領者総数二五一人の内訳は、死亡(二六人)・退会(六五人)・除名(五七人)等の人数で大部分が占められており、被救済者中で「現に経費を納入する者」はわずかに二一名に止まった。滞納者八二名を加えると救済金受領者総数二五一人中の二三〇人(九二%)が実質的には組合非構成員に転化してしまうという現実には、相互扶助的組合運動として発足した原生的労働組合運動の限界と運命を示すものというほかない。同上記事においてこれらの脱落現象を評して、「僅に二三円の経費を納めて廿円に近き救済金を領し、あたかも恰富籤にても僥倖したる如き觀念を抱き袂を払って退会する破廉恥漢に向つて投下するは些の益あるを見ず」と言わしめていることも、見逃しえないことである。

そこで明治三四年段階になつてからは、労働者階級の政治運動の組織化の試みがなされるようになり、社会主義政党としての社会民主党も創立されることになった。創立者は片山のほか、幸徳伝次郎・安部磯雄・木下尚江・河上清・西川光次郎らであった。しかしこの党は同年五月二〇日届出後二時間にして警視庁より解散を命ぜられた。治安妨害の恐れありとの理由からだつた。しかしこのことあつてから以降「労働世界」誌は意図的に、政治運動に期待をかける旨の記事や、普通選挙運動に関する記事を連載するようになる。たとえば同誌第八四号(明治三四・七・一一)の巻頭論稿は、「如何にせば吾人の目的を達すべき乎」というもので、その中において、「抑も労働組合が経済的方面に尽力するは吾人亦之を賛成主張する者なり而して同盟罷工も吾人の欲せざる所なり是れ入費を要する手段なればなり然れども或る場合には必要なり是れ労働者の権利なればなり然れども軽々敷しく此手段に出づ可からず吾人は同盟罷工より一層よきものあるを信ず何ぞや政事運動是れなり、英国の各組合の如きも断然政事運動に着手せり之れ政治運動の

罷工に優るを発見せる為めなり……(中略)……然れば労働者の目的を達する道は唯夫れ政事運動か、政事運動の第一着手としては普通選挙を得るにあり普通選挙は労働者が其目的を達する一大基礎なり」と主張している。

同一紙面上では、「普通選挙期成同盟会の会合」が持たれたことの通報(同会合で当年の議会に一〇万人の請願書を提出する決議を行なったことなどについて)が載せられている。また同誌第九一号(明治三四・九・二二)からは「普通選挙」欄を特設して、普通選挙に対する啓蒙活動に資せしめようとした。しかも同号の末尾に緊急社告を掲げ、新たに日刊新聞発行の期が迫っている旨も報じていた。⁽³²⁾

ところで富国強兵策が重要な一方の柱として推進されていたわが国の近代化過程においては当時の極東情勢は現実のものとして受けとられていたので、「労働世界」誌といえども誌上において国の軍事行動に対し積極的批判などを加えることはなかった。そののみか日清戦役後わが国に対しなされた独露仏の三国干渉に対しても、「我国は最早や他国を依頼すること能はず、自ら起て東洋問題を決せざるべからず、⁽³³⁾」とか、「支那分割は外交場裏の通語となり東洋の天地は歐洲列強国の争奪の餌と化し去らんとす、……(中略)……溫柔不断は家國を誤るの基なり、経綸の要は断の一字に在り、請う奮発一番して國威を天下に直揚せよ。⁽³⁴⁾」などの記事が載せられていた。また明治三五年に再刊された「労働世界」誌上でも、小石川砲兵工廠鍛工の同盟罷工を報じたり、⁽³⁵⁾「労働者と軍人」と題する片山の一文もみられるが、⁽³⁶⁾すべて労働者も國家の存亡を担う者として酷使することを戒めたり、罷工の実情を客観的に報じたりするに止まっただけで、軍とか軍事行動に対するそれ以外の言及はみられないのである。

明治期の反戦運動は、幸徳秋水や堺利彦らが中心になり明治三六年一月週刊「平民新聞」を発行しそれを媒体として、社会主義理念に立脚し積極的になされるようになったのである。⁽³⁷⁾また初めての社会主義反戦大会も、同年一月東京のキリスト教青年会館で開かれたのである。明治三五年再刊の「労働世界」誌には、社会主義に言及する小記

事は多くみられるけれども上述のように反戦主張までは盛られてはいないようである。

それのみか再刊以前の段階においては、労働組合期成会の名で「労働世界」の編集方針が過激であるとして警告文が発表されたり、⁽³⁸⁾それに対する弁明が載せられたり⁽³⁹⁾する程に、まだ脱イデオロギー的文脈のうちに低迷していたとみてよいだろう。しかし「労働世界」第四六号（明治三一・一〇・一五）の論壇欄においては、「労働問題と社会主義」の関係についての問題提起がなされたのち、活版同志会における三者の演説——桑田熊三・片山潜・金井延のそれぞれの社会主義という見出しつきで——要旨が紹介されている。しかしこれとても三者の立場を併行的に紹介したに過ぎず、この論争から労働者階層あるいは労働運動に対し、一定の方向づけをなそうとする具体的意図などを汲み取ることはできない。

ところで片山潜の新聞紙条例違反被告事件の判決全文が、「労働世界」第八四号（明治三四・七・一一）に掲載されている。潜は無罪とされたのであるが、その判決理由はこの時期の司法判断のレベルを示すものとして評価してよいものであるろう。この事件は、労働世界臨時発刊（明治三四・五・二〇第七九号）紙上の社会民主党宣言が、同条例違反として起訴された事件である。同宣言には、(1)人類同胞主義の拡張、(2)軍備全廃、(3)階級制度全廃、(4)土地および資本の公有、(5)交通機関の公有、(6)財富の分配の公平、(7)人民に対する平等な政権、(8)人民に対する平等な教育と教育費の公費負担等々の主張を掲げ、さらにそれらの具体策が二八項目に分け示されていた。たとえば教育費の公費負担も高等小学校を終る迄とし、労働局の設置や夜業廃止や、日曜労働の禁止と八時間労働制、労働組合法の制定による労働者の団結保護、死刑全廃、貴族院廃止、軍備縮少、治安警察法や新聞紙条例の廃止等々を求めた。判決は宣言に盛り込まれた各主張事項の要旨をたとえば、「社会主義は決して一国の土地及び資本を分配せんとするものに非ず唯生産機関たる土地及び資本を公有として之より生ずる所の財富を公平に分配せんと欲するのみ」というように紹介したのち、

このように「説述したる記事編集掲載して之を発行したる事実ありと雖も該記載事項は未だ社会の秩序を壊乱するの程度に達せざるものなりと認定」し無罪を言い渡した。判決は明治三四年七月五日東京地方裁判所第四刑事部によりなされた。

そのほか当時の「労働世界」誌上には金子堅太郎伯に関する記事が再三載せられていることが注目される。労働組合期成会における金子の演説については既に紹介したところであるが、そのほか「金子法相に望む」(明治三三・一二・一「労働世界」第六八号)とか、「金子法相と労働者」(明治三四・四・一五「労働世界」第七六号)などの無署名記事がみられる。前者は、「我尊敬する博士金子男爵」が法相在任中に星亨以下の収賄事件が発覚したことはわが司法のため賀すべきことで、また先に農商務相として工場法案の制定にまたそれ以前には帝国憲法制定に力を致した氏に期待を寄せるとの主旨である。また後者も二六社主催の労働者懇親会が時の内務大臣により抑圧されたのは、「労働者を野蛮扱い」し労働者の名誉心を無視するものであるから、「吾人は金子男か内相であったを望む」という記事である。そのほか片山潜の署名入りの「金子男に属す」(明治三四・一〇・一「労働世界」第九二号)という記事もある。これは金子が東京市参事会員になったから大いに都市改良に尽瘁し、細民労働者のため乗車賃割引とか、市有貸長屋の造成貸与とか、公園や図書館運動場等の建設に力を貸すよう待望する記事である。これらの記事を見ると、米国において新知識を蓄積した金子に対し、同じく米国の労働運動をモデルに現地で実学を修得した片山が種々の面で期待をかけていたふし、がうかがわれる。

x

x

x

要するに現代の法制下にあつてかなり拡大され、そして基礎づけられている「労働者概念」も、明治中期頃までの歴史を回顧してみれば、決して一朝にして基礎づけられたものでないことが明かになる。このことは現代史について

も指摘しうるものがらであって、労働者概念の規定や拡充は時代の変遷とともに絶えず吟味される必要があると思う。わが国の現在の状況では、戦後法制のもとで労働者概念の範囲が比較的拡大されたことを契機として、新たに労働組合管理体制の問題——すなわち複数組合管理の技法問題としてあるいは組合員範囲をめぐる抗争問題などとして、問題が登場してきているのが特徴である。⁽⁴¹⁾

(一九九〇・七・一六脱稿)

註

- (1) 労働省労政局監修「労使関係法解釈総覧」第一章第三条関係の通達類をみよ。
- (2) 労働省労基局編「労働基準法解釈総覧」第一章第九条関係の通達類をみよ。
- (3) C. Jenkins and B. Sherman, "White-collar unionism: The rebellious salariat" pp. 13-15.
- (4) 塚本重頼「労働委員会」三〇六頁以下。
- (5) 野沢浩「労働と余暇」(日本労働協会刊) 八七頁以下における、パーカーやハンナ・アレントやロバート・デュービンの論説紹介をみよ。
- (6) 松原岩五郎「最暗黒の東京」(岩波文庫) 中の「飯食店の内訳」「居酒屋の客」「老老車夫」等々の各節をみよ。
- (7) 野沢浩・小木和孝編著「自動車運転労働」(労働科学研究所刊) 一一三頁。
- (8) 大河内一男「黎明期の日本労働運動」(岩波文庫) 序章。
- (9) 横山源之助「日本の下層社会」(岩波文庫) 第四編第九職工教育の項。
- (10) 右同一八五〜一八六頁。
- (11) 明治社会運動思想上(岩本英太郎編、青木文庫) 一三頁。
- (12) 労働運動史料委員会編「労働世界」覆刻版による。(以下同じ)
- (13) 註11同、一四〜一六頁。
- (14) 片山潜「日本の労働運動」(岩波文庫) 一七〜三〇頁。
- (15) 「労働世界」第四号二六頁。
- (16) 右同三五頁。
- (17) 嘉永六(一八五三)年二月福岡藩士の家に生れ、明治三年藩主より東都留学を命ぜられ、翌四(一八七二)年藩主黒田長知に随行渡米。随

行者団琢磨とともにアリスン嬢という女教員の家に寄留し英語の準備教育をうけたのち小学校四年に編入され、二〇歳台の小学生生活から始めて飛び級により高校大学と進学した。ハーバード大学へは明治九（一八七六）年入学同一（一八七八）年卒業。帰朝後東京大学予備門講師、同一三年元老院権書記官、一七年憲法起草のため制度取調局長となり、一八年内閣総理大臣秘書官、二七年農商務次官、三一年第二次伊藤内閣農相となる。三三年司法大臣・男爵、三七年日露戦役に際し渡米し和平工作に当り、三九年枢密顧問官、四〇年子爵、昭和九年伯爵同一七年没（以上「明治文化」第一五巻六号等による。）

(18) 「労働世界」第二号二二三〜二二四頁。

(19) 横浜の茶焙所の状態については、「神奈川県労働運動史」（同県労働部労政課）三五頁以下第一編第三節「外人経営製茶工場と製茶工女」に詳しく報ぜられている。

茶は横浜開港当時生糸に次ぐ重要輸出品となっており、その輸出の実権は外国商館が固く所有していた。しかも横浜入荷茶に乾燥の足りない粗製品が多かったので、居留地域に茶再製加工場が早くから建てられていた。この加工場は当時「お茶場」といわれ明治二〇年代が全盛期に当たったという。最盛期の加工場数は二二〇三にもなり、今の山下町一帯に散在し、殆ど番地名をつけて「英一」「英二」「米三」（アメサン）などと呼ばれていた。石造平家建三〇〇坪位の建物内に直径六〇センチ、深さ四〇〜五〇センチの鉄鍋をのせた炉が三〇〇程おかれ、炉中の茶を人手でまぜるといふマニユアクチャ方式で作業された。「茶焙し女」の年齢は一四、五歳から六〇歳くらいまであり、各商館の門前で毎朝雇用係が自らの工場の日当額を叫ぶと、彼女らは思い思いの加工場にゆくという日雇労働で、労働時間は一〇〜一二時間で毎朝四時頃お茶場のあった横浜公園に集合した。お茶場唄の一節には次のようなものがある。——「朝の三時から弁当箱下げてお茶場通ひも主の為め」「お茶場やっころせで稼いだ天保みんなお前でチャッチャムチャ」「鬼の三番仏の五番なさけ知らずの六十番。」こうした条件下で明治二二年六月二一日賃下げ反対ストがなされこれは神奈川県下最初のストとみられている。また商館側も職工縮出で対抗し、これが日本最初のロック・アウトとされている。

(20) 「労働世界」（明治三三・二・一）第五四五〇四頁。

(21) 「労働世界」（明治三三・一〇・一五）第四六四四〇頁。

(22) 「神奈川県労働運動史」六〇頁。

(23) 片山上掲書三四〜三五頁。

(24) 右同三六頁。

(25) 「労働世界」（明治三一・三・一五）第八七七四頁。

(26) 右同七五頁以下。

- (27) 片山上掲書九〇～九一頁。
- (28) 片山上掲書九八頁。
- (29) 片山上掲書九一頁。
- (30) 「労働世界」(明治三三・三・一五) 第五七号五三二頁。
- (31) 「労働世界」(明治三三・四・一五) 第五九号五五二頁。
- (32) 「労働世界」誌第百号(明治三四・二・二二) は、本号を以て終刊とし新たに日刊紙「内外新報」を翌年一月一日から発行する旨予告している。日刊紙はその後一カ月間刊行されたのみで廢刊され、その後また「労働世界」が隔週で再刊行されるようになった(片山上掲書三二九～三三二頁参照)。
- (33) 「労働世界」(明治三一・四・一) 第九号八四頁。
- (34) 「労働世界」(明治三一・四・一五) 第十号九五頁。
- (35) 「労働世界」(明治三五・九・三) 第六年第十四号五六頁。
- (36) 「労働世界」(明治三五・九・一三) 第六年第十五号五九六～五九八頁。
- (37) 片山上掲書三四一頁。
- (38) 「労働世界」(明治三二・四・一五) 第三四号三四九頁。同誌の論調が労働者の悪風を吹張して労働者の感情を害したり、やたらに社会主義とか政治運動の必要とかを説き労働者を煽動しようとしていると指摘し、そのことから期成会が「激烈なる団体と誤解さるゝの不幸に陥るの憂あり」と述べている。この一文の題名は「労働世界に警告す」だった。
- (39) 「労働世界」(明治三一・五・一五) 第三六号三五三頁。この弁明文は「吾人の地位」と題されていた。
- (40) 一九六三年四月一七日公布された韓国の労働組合法の条文をみると、「労働組合法」とイ(にんべん)のない動が使用されているかたわら、労働者に当る用語はすべて「勤労者」とされている。漢字文化圏内において「労働」が「労働」であったり、「労働者」の代りに「勤労者」が常用されたりするというこの差異はいかなる所以に基づくのだろうか。韓国からの留学生に指摘された事柄として註記しておく。
ちなみに明治の博識和田垣謙三はその著「兎糞録」の中で、「働」の字が和製漢字であることを指摘している(二二七頁「漢字の逆輸入」の項をみよ)。
- (41) 複教組合管理の一技法として、実質的には管理者サイドに属する職位の者を別組合に加入させるなどして多数派工作を進め、併存組合からの脱退勧奨などをこれら管理者サイドの職位の者に行なわせる例がみられる。労働者概念の拡大傾向を利用した管理技法とみるべきであろう。